



大津市公報

令 和 8 年 5 月 1 日
号 外 （第 37 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 規 則

- 55 大津市行政手続条例施行規則…………… 1
56 大津市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市行政手続条例施行規則を公布する。

令和8年5月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第55号

大津市行政手続条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市行政手続条例（平成8年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例第13条第2項第5号の規則で定める処分）

第2条 条例第13条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- （1）法令の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- （2）届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその訂正を命ずる処分

（条例第15条第4項の規則で定める方法）

第3条 条例第15条第4項（条例第22条第3項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

大津市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第56号

大津市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

大津市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成9年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。